

# 令和5年4月入園希望者向け

## 知っておきたい

## こども園・幼稚園・保育園

## のあれこれ

幼稚園は  
何歳から  
入れる  
の？

保育園で  
はどんな  
ことをする  
の？

認定こども  
園って何  
だろう？

今からでき  
る入園準  
備は？

## 本日の説明内容・流れ

- 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう
- 2 幼児教育・保育の無償化について
- 3 園での生活の様子を知ろう
- 4 入園に向けて今から準備できることを知ろう
- 5 早寝・早起き・朝ごはんの大切さを知ろう

### 子ども・子育て支援新制度とは？

待機児童の解消や、地域の子育て支援の拡充を目的とし、平成27年4月から始まった制度。

具体的には認定こども園や小規模保育事業所等の教育・保育を受けられる場の選択肢が広がった。

市内の幼稚園・保育所等は全て新制度へ移行している。

### 認定区分とは？

新制度では、年齢及び保育の必要性に応じ、1～3号の「支給認定」を受けていただきます。

認定区分	1号	2号	3号
年齢	3～5歳児	3～5歳児	0～2歳児
保育の必要性	不要	必要	必要

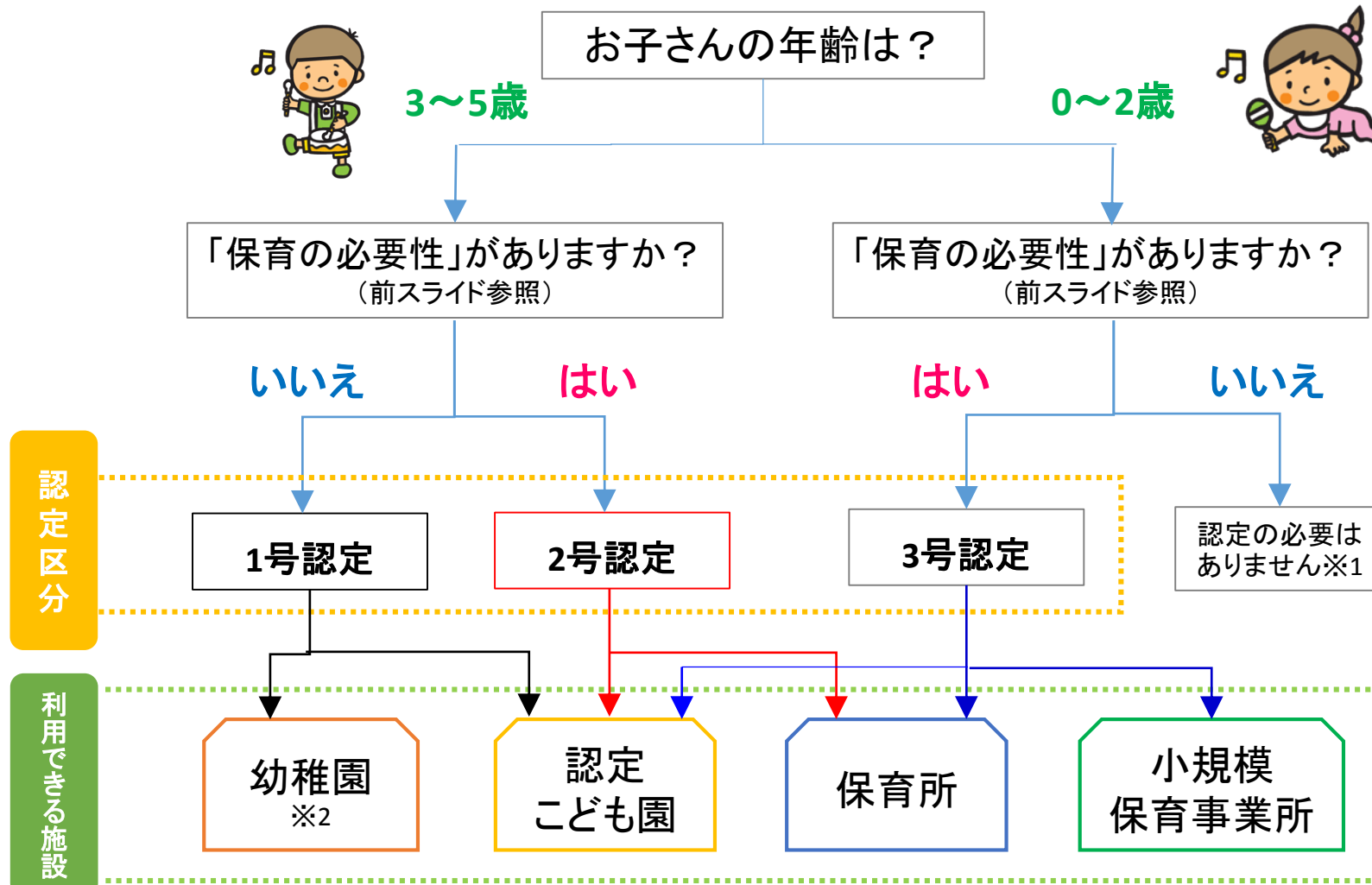
### 保育の必要性とは？

次のいずれかに該当することが条件です。

- 1か月当たり64時間以上の就労(自営業、夜間勤務、内職等を含む)
- 妊娠、出産(産前8週の月初日から産後8週の月末日)
- 保護者の疾病、障がい
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(起業準備を含む)(2カ月以内)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待や配偶者等からの暴力(DV)のおそれがあること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう

## ①新制度



※1 必要に応じて、一時預かり等の支援が利用できます。

※2 共働きの家庭でも、教育を希望される場合は、1号認定を受け、幼稚園を利用することができます。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう

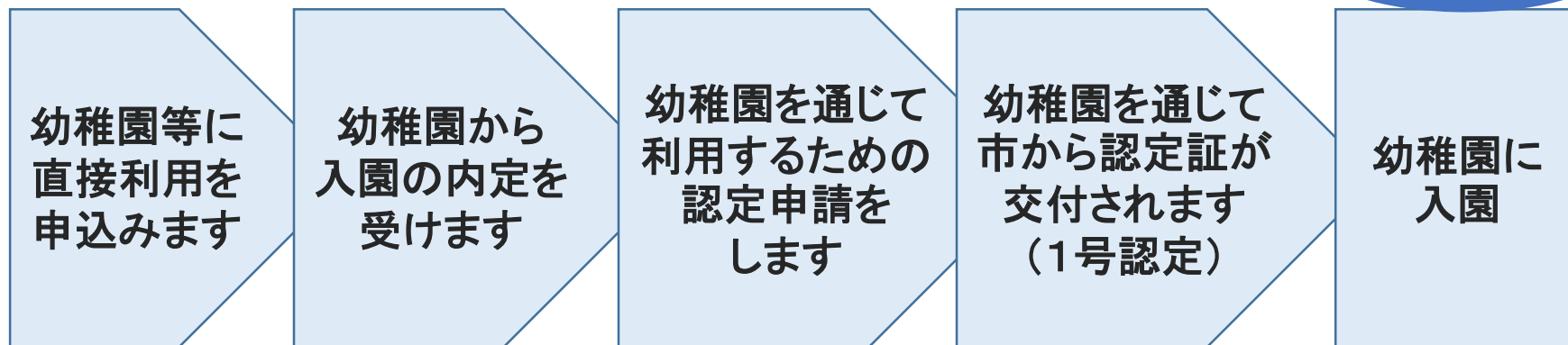
## ①新制度

	幼稚園	保育園	小規模保育事業所	認定こども園
年齢	3～5歳児	0～5歳児	0～2歳児	0～5歳児
認定区分	1号	2・3号	3号	1・2・3号
利用時間	4時間	11時間(標準) 8時間(短時間)	11時間(標準) 8時間(短時間)	4～11時間 (認定区分による)
閉園日	土日、祝祭日、長期休暇(春夏冬)	日曜、祝祭日、年末年始	日曜、祝祭日、年末年始	日曜、祝祭日、年末年始 ※1号認定は幼稚園と同じ
保育料等	認定区分・保護者の課税状況に応じて異なる			
給食	あり(牛乳のみ)	あり	あり	あり
入園の申込先	希望する園に直接 【例年10月頃】	市子ども課 【例年11月頃】	市子ども課 【例年11月頃】	1号は園へ 2・3号は市子ども課
メリット	施設での教育と家庭での子育てがバランスよく行える。保護者の就労等の要件が無い。	保護者の就労等長時間の保育が必要な場合、生活にあった保育が受けられる。	少人数保育で職員配置が手厚いため、アットホームな保育が行われる。	保護者の離職等でも、継続して利用できる。 ※1・2号認定の場合

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう ②利用手続き

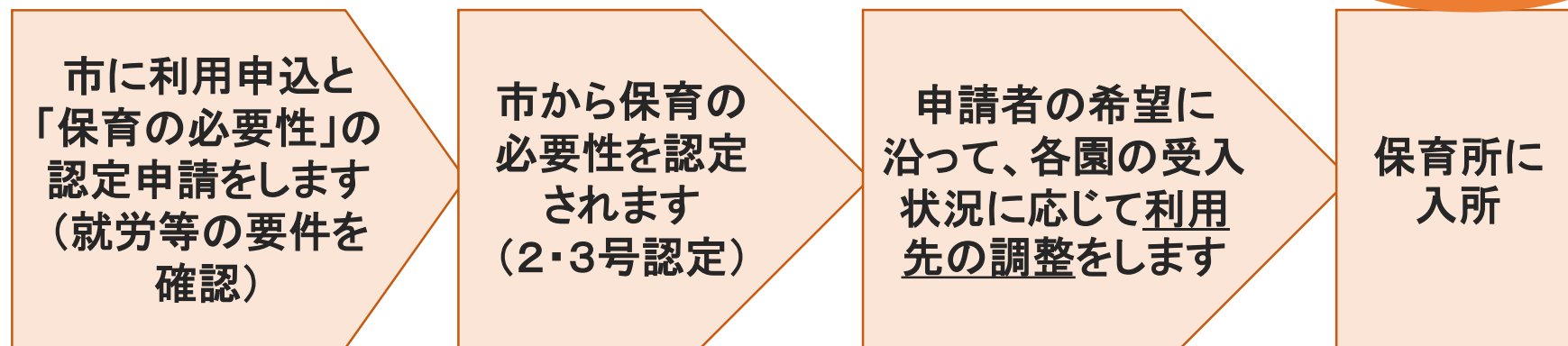
## □ 幼稚園の利用を希望する場合(1号認定)

10月募集



## □ 保育所の利用を希望する場合(2・3号認定)

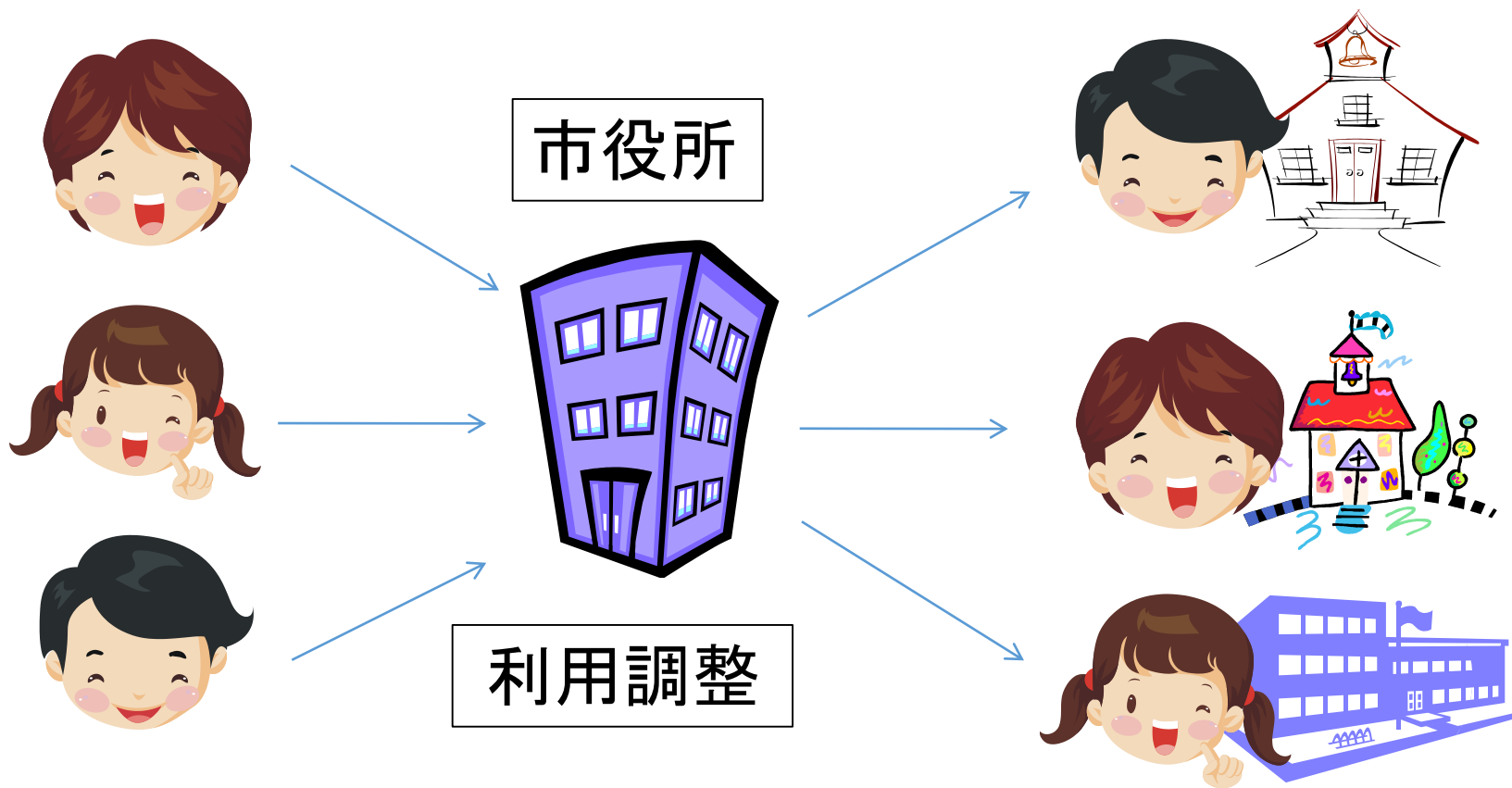
11月募集



※ 認定こども園の教育部分の利用を希望する場合は1号認定の説明を、小規模保育事業所・認定こども園の保育部分の利用を希望する場合は2・3号の説明をご覧ください。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう ②利用手続き

2・3号認定の場合、市が保育の必要性(就労時間、日数等)に応じて優先順位を判定し、利用できる園を調整します。

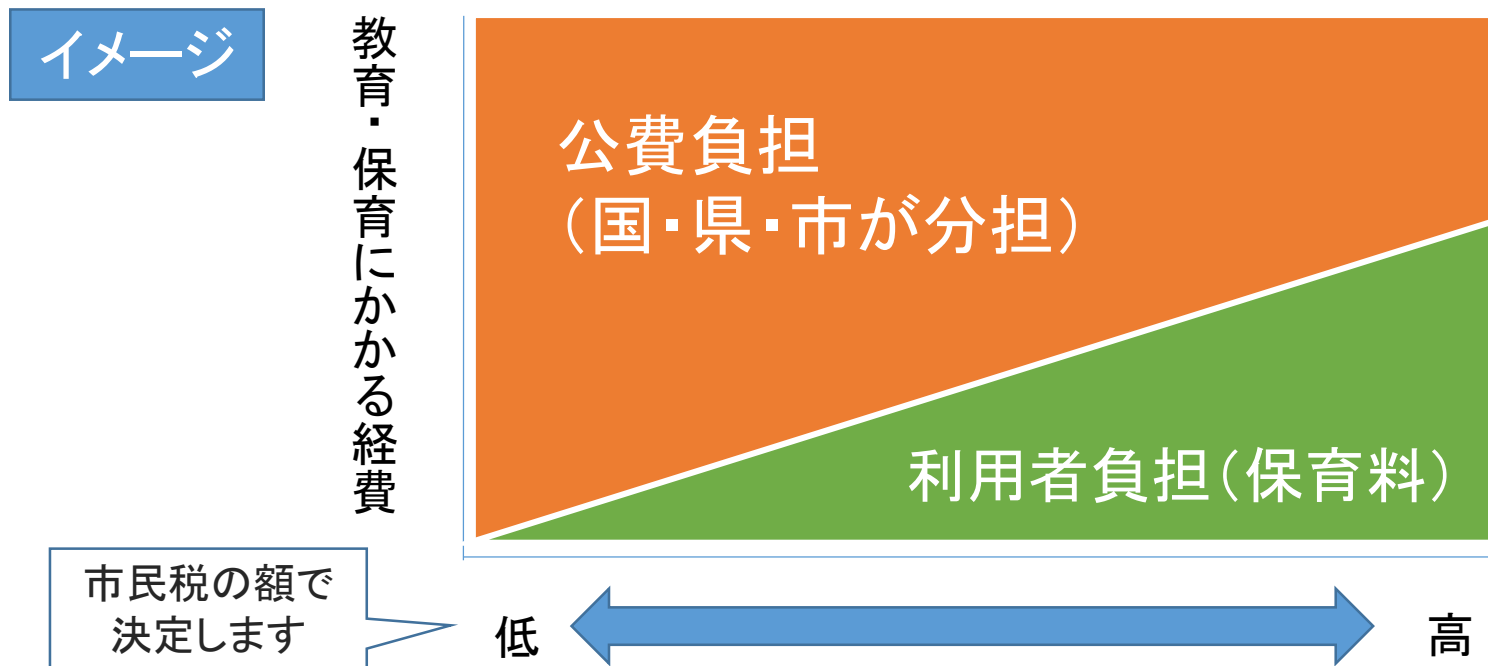


※ 幼稚園・認定こども園(1号)の場合は、市による調整は行いません。



# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう ③保育料

保護者の市民税課税額によって、保育料を算定します。



具体的な金額は、別紙の保育料表をご覧ください。

- 市が定める保育料のほか、園独自に実費徴収(給食費、教材費等)や上乗せ徴収(教員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備等)が発生する場合があります。
- 令和元年10月から3歳児以上の保育料は無償化の対象となっています(後述)

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう

# ③保育料

## 保育料の確認方法

4～8月分は前年度の、9～3月分は当該年度の市民税課税額により算定します。

### <会社の給料等から市・県民税が引かれている方>

会社から配布される『給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』をご覧ください。

市民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
県民税	税額控除前所得割額④	

※ ただし、住宅借入金等特別税額控除など、一部の税額控除を引く前の所得割額で判定します。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう

## ③保育料

### 保育料の確認方法

＜自分で市・県民税を支払っている方＞

釜石市から郵送で送付される『納税通知書』の4枚目をご覧ください。

平成30年度 市民税・県民税課税明細書

(単位:円)

賦課期日現在の住所 氏名		課税標準額	
所得金額	所得控除金額	総所得	
<b>総所得</b> 営業等 農業 不動産 不利益配当 給与 雑所得 公的年金等 その他 総合課税の譲渡 短期 長期 一時 総所得計	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 障害者 配偶者特別 扶養 基礎 合計	総所得 税額控除前所得額 人的調整控除額 配当等控除額 所得割 税額控除前所得額 人的調整控除額 配当等控除額 所得割 年税額① 既課税額② 年金特徴税額③ 普通徴収税額④①-②-③ 充当額	均等割 均等割 均等割
本人障害者 特普 配偶者 婦夫 老 者 特定 本人 障害者 特普 配偶者 婦夫 老 者 特定	扶 養 特 定 本人 障害者 特普 配偶者 婦夫 老 者 特定		

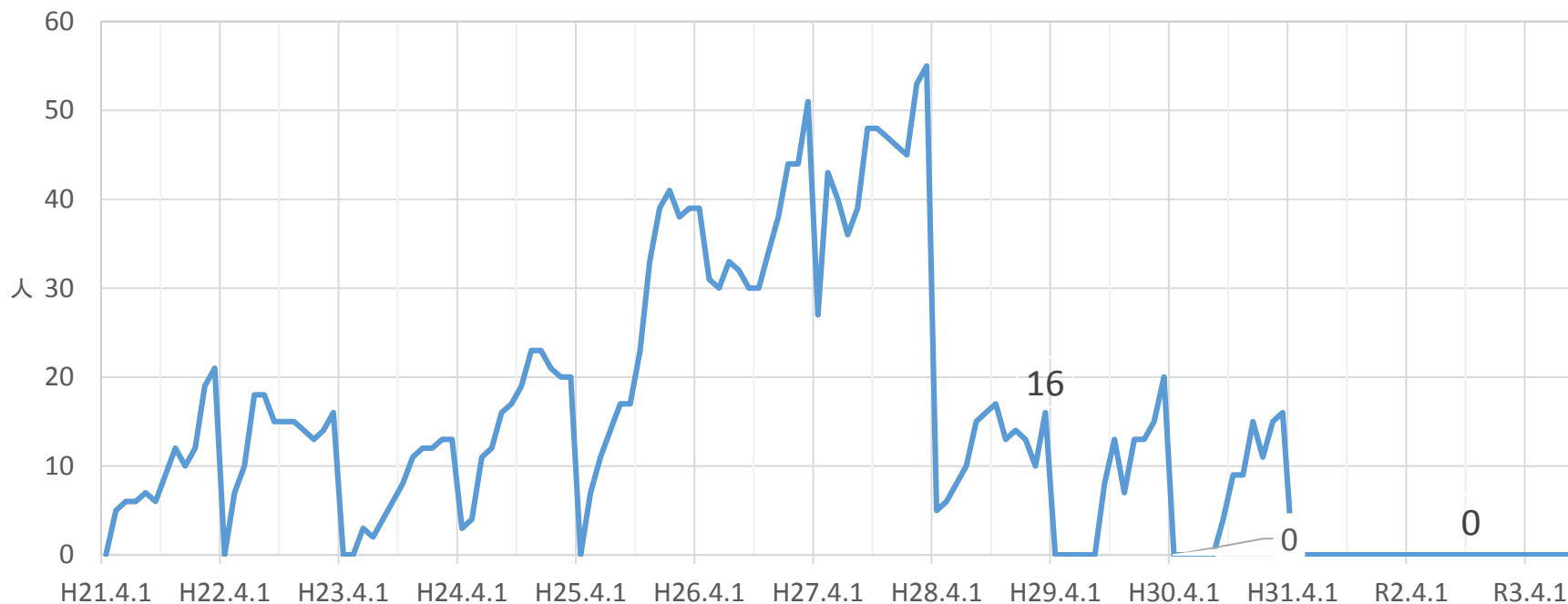
税額控除前所得割額		
人的調整控除額		
配当等控除額		
		均等割
所得割		

※ ただし、住宅借入金等特別税額控除など、一部の税額控除を引く前の所得割額で判定します。

- ・原則として、保護者夫婦の課税額を合算した額を基に計算します。
- ・保護者に所得がない等の場合は、保護者以外の生計を一にする親族の課税額を基に算定する場合があります。

# 1 こども園・幼稚園・保育園の違いを知ろう ④待機児童

## 釜石市の待機児童数の推移



2・3号認定で保育所等への入所を希望するが、受入枠が無いため入所できずにいる児童のこと。1号認定は定員割れしている。

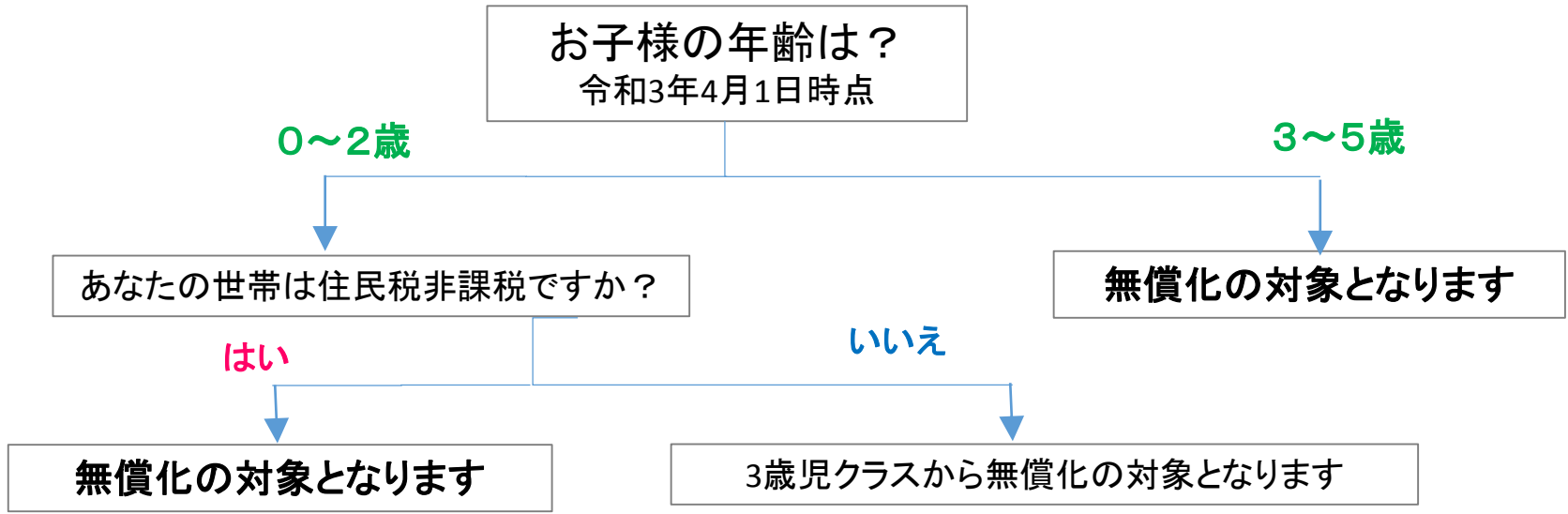
震災以降徐々に増え続けていたが、施設の増加等により、ここ4年間は4月1日時点では0人(昨年は通年で0人)であった。平成30年度は9月から待機児童が発生。8月1日現在、待機児童は0人だが、隠れ待機児童は5人。

## 2 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から  
幼児教育・保育の無償化が始まりました

### 1. 対象となる子ども

- (1) 3歳児から5歳児(小学校就学前)の子ども
- (2) 0歳児から2歳児までのうち、保育の必要性がある住民税非課税世帯の子ども



## 2 幼児教育・保育の無償化について

### 2. 対象となる施設・サービス

#### (1) 幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、保育型児童館

- ・ 通常の保育時間の保育料が無償化の対象となります。
- ・ 教材費、行事費、延長保育料等はこれまでどおり保護者の負担となります。
- ・ 副食費(おかず、おやつなど)は、一部又は全部を釜石市が負担します。
- ・ 保育の必要性がある1号認定の子どもは幼稚園等の預かり保育料も無償化の対象となります(ただし、1日あたり450円までの上限あり。申請が必要)。

#### (2) 一時預かり保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設

(1)の園に入園していない方で、保育の必要性がある場合はこれらのサービスが無償化の対象となります(ただし、月額37,000円(3歳以上児の場合)の上限あり。申請が必要)。

#### (3) 児童発達支援

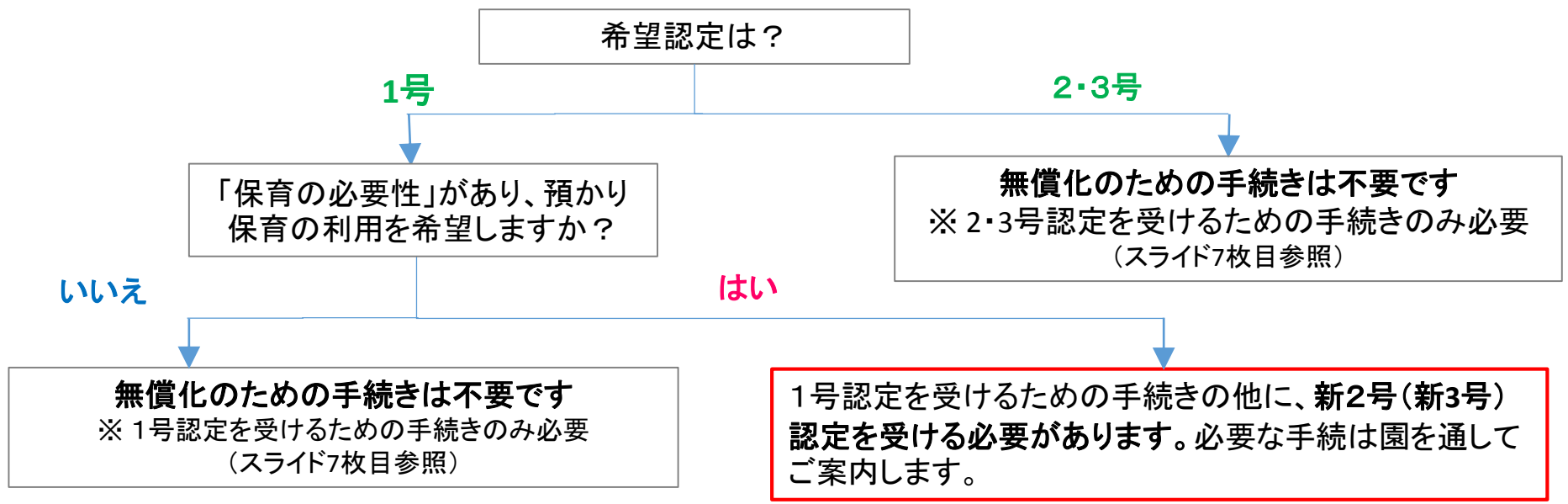
園に入園している・いないに関わらず、すすく親子教室、児童デイサービスさんこま等のサービスを利用している3歳児～5歳児の利用料は全て無償化の対象となります。

※ 1号認定児の場合、市民税課税額が77,101円未満、2号認定児の場合57,700円未満の世帯

# 2 幼児教育・保育の無償化について

## 3. 施設・サービスが無償で利用するための手続き方法

### (1) 幼稚園、保育園等への入園を希望する場合



### (2) 幼稚園・保育園等には入園せず、一時預かり、病後児保育、認可外保育施設等のサービスの利用を希望する場合

手続きが必要です。詳しくは市子ども課へお問い合わせください。

### (3) 児童発達支援のサービスの利用

手続きは不要です。

## 4 入園に向けて今から準備できることを知ろう

---

- ①0歳時での入園は、ミルクや哺乳瓶に慣れましょう。
- ②持ち物には名前を記入をしましょう。
- ③可能な範囲で予防接種を受けましょう。
- ④様々な食材を食べてみましょう。  
(アレルギーがないか確認しましょう。)



# メモ


【問合せ】 釜石市子ども課 〒026-0025 釜石市大渡町3-15-26 保健福祉センター2階  
TEL:0193-22-5121 FAX:0193-22-6375